

反社会勢力に対する基本方針

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

- 一 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 二 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 三 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 四 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 五 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

以上

新日本信用保証 株式会社

平成 23 年 9 月 20 日制定